

田上町地域防災計画

総 則 編

令和6年3月修正

田上町防災会議

総 則 編

| | | |
|-------|---------------------------------|----|
| 第 1 節 | 計画作成の趣旨等 ----- | 1 |
| 第 2 節 | 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 ----- | 3 |
| 第 3 節 | 田上町の概況 ----- | 10 |
| 第 4 節 | 田上町の既往の主な災害 ----- | 12 |
| 第 5 節 | 複合災害時の対策 ----- | 15 |
| 第 6 節 | 被害の想定 ----- | 17 |

第1節 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、地域住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、町、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、町の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき田上町防災会議が策定する計画であり、町における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

なお、この計画は、「総則編」、本編の「風水害対策編」と「震災対策編」、「原子力対策編」並びに「資料編」で構成される。

(1) 総則編

この計画の目的、防災の基本方針並びに町民及び防災関係機関の責務、各種災害の被害想定等について定めるものである。

(2) 風水害対策編（本編）

風水害や震災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、各種災害対策を「予防」、「応急」、「復旧・復興」の時系列ごとに配することにより、防災活動の実施等に資するものである。

(3) 震災対策編

風水害に付随するものであり、震災による被害を最小限にするための対策を「予防」、「応急」、「復旧・復興」の時系列ごとに配することにより、防災活動の実施等に資するものである。

(4) 原子力対策編

原子力災害対策に関して、総合的かつ計画的な原子力防災事務及び業務の遂行によって住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するものである。

(5) 資料編

この計画に関連する各種資料を掲載したものである。

3 関連計画との連携

この計画の策定に当たっては、国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「田上町国土強靱化計画」及び水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「田上町水防計画」と十分な調整を図る。

4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災関係機関は、原則毎年、防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を防災会議に提出する。

5 計画の習熟等

町及び防災関係機関は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟及び周知に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

第2節 防災関係機関等の責務 と処理すべき事務又は業務の大綱

1 基本理念

町の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たって住民、地域、町及び防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、町、県を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、住民、地域、町及び防災関係機関等が一体となって最善の対策をとる。

本計画においては、それぞれの主体が責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互協力により補完し、住民に寄り添った災害対応を心がけ、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

(1) 住民等に求められる役割

- (ア) 住民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、住民等が主体となって「自らの命は自らが守る」という意識を持ち行動するよう努める。
- (イ) 住民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保できるよう努める。
- (ウ) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、町と連携して防災活動を行う。
- (エ) 町は、住民及び企業等の自らの安全を確保するための取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

(2) 地域に求められる役割

- (ア) 住民及び企業等は、災害で困窮した隣人へ関心を高め、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。
- (イ) 住民は、その居住地における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
- (ウ) 企業等は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力に努める。
- (エ) 町は、住民及び企業等による安全を確保するための地域における取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

(3) 町及び防災関係機関に求められる役割

- (ア) 町及び防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。
 - a 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備
 - b 災害時にも機能停止に陥らないための庁舎・設備・施設・装備等の整備
 - c 職員の教育・研修・訓練による習熟
 - d 研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みを構築

- e ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化
 - f 災害対応業務のプログラム化、標準化
 - g 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平常時からの構築
 - h 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の有効活用
- (イ) 町及び防災関係機関は、平時から、住民等が主体的かつ適切に避難をはじめとする行動がとれるように支援の強化・充実を図る。
- (ウ) 町及び防災関係機関は、住民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。
- (エ) 町及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努めるものとする。
- (オ) 町及び防災関係機関は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。
- (カ) 町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。
- (キ) 町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (ク) 町及び防災関係機関は、住民の生命と財産を守るため、住民に寄り添った災害対応を行うよう努める。
- (4) 支援と協働による補完体制の整備
町及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、県、国、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等との協働により十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の持効性の確保に努める。
- (5) 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策
- (ア) 各業務の計画及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。
- (イ) 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。
- (6) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策
令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (7) 複合災害への配慮
積雪期での地震など複合災害の発生を認識し、本計画や計画に基づく各マニュアル等の見直しや整備の充実を図る。
- (8) 計画の実効性の確保
町及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、連携して以下のとおり取り組む。
- (ア) 過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を

実施する。

- (イ) 関係する施設・資機材の整備、避難所備品の確保、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。
- (ウ) 過去の災害等の教訓を踏まえ、必要に応じて個別対応のマニュアルを作成する。

2 防災関係機関等の責務

(1) 町

町は、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体及び住民の協力を得て、住民に寄り添った防災活動を実施する。また、男女共同参画及び性的少数者等の視点から見て妥当なものであるよう配慮する。

(2) 消防機関

消防機関は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、災害の防除及び被害の軽減を図るため、他の防災関係機関と相互に協力し、防災活動を実施する。

(3) 県

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため以下の対策を講じる。

- (ア) 政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。
- (イ) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- (ウ) 災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、女性センター・男女共同参画センター等（以下「男女共同参画センター」という。）が、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。
- (エ) 市町村の防災活動を支援し、かつその調整を行う。
- (オ) 平常時から自主防災組織やNPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図る。
- (カ) この計画の実効性を高め、災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。

(4) 県警察

県警察は、住民の生命、身体及び財産の保護のため、犯罪の予防、鎮圧、混乱の防止、その他公共の安全と秩序の維持に必要な措置を行う。

(5) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(8) 住民

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要

である。また、災害時には、自らの身の安全を守るよう行動するとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うよう努める。また、ライフライン及び物流の麻痺などが想定される3日分～1週間分相当の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努める。

3 各機関の事務又は業務の大綱

町及び町の区域を管轄する各機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて町の地域に係わる防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりとする。

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|--|---|
| 田上町 | 1 田上町防災会議に関する事 2 町における公共団体及び自主防災組織の育成指導に関する事 3 災害予報警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報及び高齢者等避難の発令、避難指示等に関する事 6 被災者の救助に関する事 7 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急処置に関する事 9 消防活動等及び浸水対策活動に関する事 10 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関する事 11 被災援護者に対する相談、援護に関する事 12 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 13 農産物、家畜、林産物に対する応急措置に関する事 14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、整備に関する事 15 ガス、水道等公営事業の災害対策に関する事 |
| 加茂地域消防本部、加茂市・ 田上町消防衛生保育組合（消 防活動に関して） 田上町消防団 | 1 消防活動に関する事 2 消防に関する防災施設、設備の整備に関する事 |

| | | |
|----------|-----------------------|---|
| 新潟県 | | <ol style="list-style-type: none"> 1 新潟県防災会議に関する事 2 市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関する事 3 災害時予警報等情報伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報に関する事 6 避難指示等に関する事 7 町の実施する高齢者等避難の発令に係る情報提供・技術的支援に関する事 8 町の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 9 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 10 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 11 町の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関する事 12 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関する事 13 被災要援護者に対する相談及び援護に関する事 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 16 緊急通行車輛の確認に関する事 17 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関する事 18 自衛隊の災害派遣要請に関する事 19 他の都道府県に対する応援要請に関する事 |
| 新潟県警察 | | <ol style="list-style-type: none"> 1 被災状況に関する情報収集に関する事 2 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関する事 3 交通規制、緊急通行車輛の確認及び緊急交通路の確保に関する事 4 行方不明者の調査及び死体の検視に関する事 5 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関する事 |
| 指定地方行政機関 | 北陸農政局新潟支局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関する事 2 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関する事 3 災害時における応急食料の緊急引渡しに関する事 |
| | 北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所 | <ol style="list-style-type: none"> 1 信濃川下流についての洪水予報業務及び水防警報に関する事 2 信濃川下流についての維持修繕及び災害復旧に関する事 3 大規模自然災害が発生した場合における、被害の拡大を防ぐための緊急対応等の支援に関する事 |
| 指定公共機関 | JR 東日本新潟支社 JR 貨物 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関する事 |

| | | |
|------------------------|---|--|
| | 東日本電信電話株式会社埼玉事業部 新潟支店 株式会社NTTドコモ 株式会社KDDI ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社 | 1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること 2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること |
| | 日本赤十字社 新潟県支部 田上町分区 | 1 災害時の医療救護に関すること 2 災害時における救援物資の配分に関すること 3 災害時の輸血用血液の供給に関すること 4 災害義援金の募集、受付及び配分に関すること 5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっ旋並びに連絡調整に関すること |
| | 日本放送協会 | 1 気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること |
| | 東北電力株式会社 新潟県中央営業所 | 1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること |
| | 日本郵便株式会社 羽生田・湯田上郵便局 | 災害時における郵政事業運営の確保、郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること |
| 指定地方公共機関 | 田上郷土地改良区 新津郷土地改良区 | 水門、水路、ため池等農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること |
| | 北陸ガス株式会社 長岡支社 | 1 都市ガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時における都市ガスの安定供給に関すること |
| | (株)新潟放送 (株)新潟総合テレビ (株)テレビ新潟放送網 (株)新潟テレビ21 (株)エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送(株) | 1 気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること |
| | (株)新潟日報社 | 災害時における広報活動に関すること |
| その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者 | 一般社団法人加茂市医師会 一般社団法人加茂市歯科医師会 公益財団法人県中央薬剤師会 | 災害時における医療救護に関すること |
| | J A えちご中越 | 1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること 3 被災組合員に対する融資又は融資のあっ旋に関すること 4 農業生産資機材及び農家生活資材の確保とあっ旋に関すること |

| | | |
|--|------------------|--|
| | 田上町商工会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 被災商工業者に対する融資及び融資のあっ旋に関する事 2 災害時における物価安定についての協力に関する事 3 救助物資、復旧資材の確保協力及びあっ旋に関する事 |
| | 一般診療所・病院 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における収容患者に対する医療確保に関する事 2 災害時における負傷者等の医療救護に関する事 |
| | 社会福祉法人田上町社会福祉協議会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の救援、その他災害時における応急対策の協力に関する事 2 町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する事 |

第3節 田上町の概況

1 田上町の地質、地形などの特性

町は、新潟県のほぼ中央部、北緯 37° 41′ 52″、東経 139° 04′ 14″ に位置し、南部は加茂市、西部は大河信濃川を隔てて新潟市(南区)、北部は新潟市(秋葉区)、東部は五泉市に接しており、東西に 6.5km、南北に 6.7km、面積 31.71k m²である。

町の地形は、護摩堂山(標高 268.3m)を中心とする山地部と信濃川流域の平地部とに大別され、これらの地質は、山地部は新津丘陵に属し、平坦地では、信濃川流域に生成した沖積層からなっている。

2 気候及び気象の概要

町の気候は、新潟県中越地方一般の気候と同様に、春・夏には晴天日数も多く、順調に推移するが高温多湿である。秋の後半から冬にかけては、雨や雪として降水量の多い典型的な日本海側気候を呈している。

3 田上町の社会的条件

(1) 人口の推移

町の人口は、昭和 48 年(町制施行)に 10,000 人を超え、以来年々増加傾向にあったが、平成 14 年をピークに減少に転じている。人口の自然動態、社会動態はともにマイナスであり、高齢者の人口は、令和 2 年には総人口の 37.7%となった。(県平均 32.5%)

人口及び世帯数の推移

| 区 分 | 世帯数 (世帯) | 人口(人) | | | 一般世帯の一世帯当 たりの人(人) |
|---------|-------------|-------|-------|--------|----------------------|
| | | 男 | 女 | 計 | |
| 平成 7 年 | 3,713 | 6,589 | 6,934 | 13,523 | 3.63 |
| 平成 12 年 | 3,893 | 6,605 | 7,038 | 13,643 | 3.50 |
| 平成 17 年 | 3,993 | 6,455 | 6,908 | 13,363 | 3.33 |
| 平成 22 年 | 4,027 | 6,177 | 6,614 | 12,791 | 3.13 |
| 平成 27 年 | 4,028 | 5,877 | 6,311 | 12,188 | 2.97 |
| 令和 2 年 | 3,990 | 5,395 | 5,832 | 11,227 | 2.82 |

(資料：国勢調査)

(2) 年齢階層別比較

年齢階層別では、平成 7 年ごろから老年者人口(65 歳以上)が年少者人口(0 歳～14 歳)を上回りはじめ、高齢化の進行が進んでおり、その傾向は年々増加している。

年齢別人口構成 (単位：人，%)

| 区 分 | 年少人口 0～14 歳 (構成比) | | 生産年齢人口 15～64 歳 (構成比) | | 老年人口 65 歳以上 (構成比) | | 不詳 (構成比) | |
|---------|-------------------------|-------|----------------------------|-------|-------------------------|-------|-------------|-----|
| | 平成 7 年 | 2,215 | 16.4 | 8,994 | 66.5 | 2,307 | 17.0 | 7 |
| 平成 12 年 | 2,105 | 15.4 | 8,815 | 64.6 | 2,719 | 19.9 | 4 | 0.1 |
| 平成 17 年 | 1,868 | 14.0 | 8,510 | 63.7 | 2,985 | 22.3 | 0 | 0 |
| 平成 22 年 | 1,498 | 11.7 | 7,875 | 61.5 | 3,411 | 26.7 | 7 | 0.1 |
| 平成 27 年 | 1,277 | 10.5 | 6,993 | 57.4 | 3,918 | 32.1 | 0 | 0 |
| 令和 2 年 | 1,019 | 9.1 | 5,980 | 53.3 | 4,228 | 37.7 | 0 | 0 |

(資料：国勢調査)

(3) その他

| 項目 | 状 況 |
|-------|---|
| 就業 | <ul style="list-style-type: none"> ・就業者は町内流入数よりも町外流出数が多いベッドタウン。 ・流出先は新潟市、三条市、加茂市で流入元は加茂市、新潟市。 |
| 産業 | <ul style="list-style-type: none"> ・町内居住者の就業者数は平成 7 年をピークに減少。 ・農業：農家数、経営耕地面積は減少傾向 ・工業：従業者数、出荷額等は平成 24 年以降増加傾向 ・商業：販売額、従業者数は平成 24 年以降増加傾向 |
| 観光・交流 | <ul style="list-style-type: none"> ・観光入込客数は減少傾向で年間 40 万人程度。 ・湯田上温泉、護摩堂山などの観光資源のほか、令和 2 年 10 月には新しいまちづくりの拠点となる「道の駅たがみ」が開業。 |
| 都市基盤 | <ul style="list-style-type: none"> ・JR 信越本線と国道 403 号が町中央部を南北に縦断。 ・国道 403 号バイパスが令和 2 年に開通し、新潟市中心部まで連絡。 ・市街地、集落ともに空き家が多くみられる。 |
| 生活 | <ul style="list-style-type: none"> ・最寄品の買い物利用地は新潟市、加茂市、町内がそれぞれ 3 割弱で同等 |
| 教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年現在、小学校 2 校 (26 学級)、中学校 1 校 (12 学級)。 ・竹の友幼稚園と私立幼稚園 1 園ずつ立地。 ・令和元年 9 月に田上町交流会館、令和 3 年 3 月に田上町地域学習センターがオープン |
| 医療・福祉 | <ul style="list-style-type: none"> ・診療所 (内科・歯科) が 10 件分布。総合病院は新潟市と加茂市に依存。 ・高齢者福祉施設は、特別養護老人ホームをはじめ複数の施設が分布。 |
| 歴史・文化 | <ul style="list-style-type: none"> ・町内には 12 件の指定文化財 (国 2 件、県 2 件、町 8 件) が分布。 |

(資料：田上町第 6 次総合計画抜粋)

第4節 田上町の既往の主な災害

1 風水害等

過去における町の主な風水害は、集中豪雨に伴う低地の浸水、田畑の冠水のほか、台風の襲来に伴う家屋の倒壊、豪雪による被害及び3回の大火災が主な災害で下表のとおりである。

田上町で発生した過去の風水害及びその他の災害

| 発生年月日 | 災害の種類 | 名称 | 当町における被害の概要 |
|------------------------------|--------|------------------------|--|
| 1961. 1月 (昭和36年) | 豪雪 | 36豪雪 | 年末より降り続いた雪が大雪となり、全村の交通が途絶し、鉄道・自動車の運行停止。 |
| 1961. 9.16 (昭和36年) | 台風 | 第2室戸台風 | 台風の通過により、町内全域に被害を受ける。死者1名、重傷17名、軽傷4名、住宅全壊(焼)46戸、住宅半壊(焼)206戸。 |
| 1961. 9.16 (昭和36年) | 火災 | 保明新田、 千刈新田 火災 | 第2室戸台風によるフェーン現象下に発生した火災は、保明新田、千刈新田の2地域にわたり、死者1名、負傷者21名、焼損棟数21棟、罹災世帯数21世帯、罹災人員148名、焼損面積6,649㎡と開村以来の大火となる。 |
| 1963. 1.23 ～2月 (昭和38年) | 豪雪 | 38豪雪 | 記録的な豪雪に襲われ全村の交通が途絶し、鉄道・自動車の運行停止、物資輸送が停止し、自衛隊が出動し、除雪作業を行う。 |
| 1967. 8.28 (昭和42年) | 水害(豪雨) | 8.28水害 | 集中豪雨により軽傷2名、住宅全壊3戸、半壊3戸、床上浸水74戸、床下浸水125戸の被害を受ける。 |
| 1979. 5.22 (昭和54年) | 火災 | 田上中学校 火災 | 田上中学校より出火し、体育館と一部特別教室を残し焼失した。 |
| 1988. 3.16 (昭和63年) | 火災 | 川船河火災 | 川船河地区に発生した火災は、おりからの強風にあおられたちまち拡大し、17棟を焼損する。焼損面積1,757㎡、損害額146,617千円。 |
| 2000. 7.15 (平成12年) | 水害(豪雨) | 7.15梅雨前 線豪雨 | 集中豪雨により床上浸水47戸、床下浸水105戸の被害を受ける。 |
| 2011. 7.29 (平成23年) | 水害(豪雨) | 平成23年7 月新潟・福島 豪雨 | 集中豪雨により床上浸水15戸、床下浸水38戸の被害を受ける。死者1名 |

2 地震被害等

町周辺で発生している地震は、以下のとおりである。

| 発生年月日 | 地震名 (又は場所) | 震源 (又は地域) | M (マグニチュード) | 当町における被害の概要 |
|--|---------------|----------------------------|----------------|---|
| 1964. 6. 16 (昭和 39 年) 13 時 01 分 | 新潟地震 | 新潟県北部 西方沖 (粟島南 方) | 7. 5 | 正午過ぎに発生。新潟・秋田・山形の各県を中心に被害があり、死者 26、家屋全壊 1960、半壊 6640、浸水 15298、その他船舶・道路の被害も多かった。新潟市内の各所で噴砂水がみられ、地盤の流動化による被害が著しかった。津波が日本海沿岸一帯を襲い、波高は新潟県沿岸で 4m 以上に達した。粟島が約 1m 隆起した。 町でも道路・農地等に被害を受けた。 |
| 2004. 10. 23 (平成 16 年) 17 時 56 分 | 新潟県中越地震 | 新潟中越地方 | 6. 8 | 川口町において観測史上初めて震度 7 を記録するなど、各地で大きな揺れを観測した。また、本震直後から大規模な余震が繰り返し発生した。 町では震度 4 を観測したが被害等は発生していない。 |
| 2007. 7. 16 (平成 19 年) 10 時 13 分 | 新潟県中越沖地震 | 新潟県上中越沖 | 6. 8 | 柏崎市で震度 6 強を観測し、柏崎市を中心に大きな被害が発生した。また、本震直後から大規模な余震が繰り返し発生した。 町では震度 4 を観測したが被害等は発生していない。 |
| 2011. 3. 11 (平成 23 年) 14 時 46 分 | 東日本大震災 | 三陸沖 | 9. 0 | 宮城県で震度 7 が観測されたほか、福島県、茨城県、栃木県では震度 6 強を観測した。 町では震度 4 を観測したが被害等は発生していない。 |
| 2019. 6. 18 (令和元年) 22 時 22 分 | 山形県沖地震 | 山形県沖 | 6. 7 | 村上市で震度 6 強が観測された。 町では震度 3 を観測したが、被害等は発生していない。 |
| 2024. 1. 1 (令和 6 年) 16 時 10 分 | 能登半島 | 石川県能登地方 | 7. 6 | 石川県能登地方で震度 7 が観測されたほか、長岡市で震度 6 弱、新潟市等で震度 5 強を観測。県内各地で揺れや液状化による被害が多く発生した。 当町では震度 4 を観測したが、被害等は発生していない。 |

3 災害の発生傾向

(1) 豪雪による災害

町は平野部に位置するため、降雪量及び積雪量は県内でも比較的少ない地域であるが、昭和36年1月及び昭和38年1月の豪雪など、時として里雪型降雪に見舞われ大きな被害を被った経緯もあり、今後も十分警戒する必要がある。

(2) 大雨、台風による洪水災害

大雨は、台風、梅雨前線の活動及び日本海と太平洋に低気圧があつて本州をはさんで東に進むときに起こる傾向がある。

町は、信濃川の流域にあるが、水害の危険性は信濃川に注ぐ中小河川によるものが多く出水や冠水等の災害が出ており、水防活動等に十分な警戒が必要となる。

(3) 台風等による暴風災害

町は、昭和36年9月16日の第2室戸台風の襲来により、大きな被害を受けており、台風が新潟県を通過した場合には、フェーン現象による火災の危険性が高い。また、暴風による家屋の倒壊、異常豪雨による水害発生等が予想される。

(4) 家屋密集地における大火災及び林野火災

町は、昭和36年9月16日の保明新田、千刈新田火災、昭和54年5月22日の田上中学校火災、昭和63年3月16日の川船河火災により大きな損害を受けた。特に、田上中学校火災は文教施設からの火災であり、体育館と一部特別教室を残し、焼損する大火災であった。

大火となった原因は、火災の初期消火の遅れと強風であったことによる。このため、消防の常備化、消防ポンプの整備、消防水利の新設等を積極的に進めたため、大きな火災は発生していないが、近年火災の発生要因は多様化しており、気象条件によっては大火災となる潜在的危険性は高まる傾向にある。

第5節 複合災害時の対策

1 計画の方針

(1) 複合災害への備えの充実

町は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 要員・資機材投入の対応計画の整備

町及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

町及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて災害可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

(4) 原子力災害への対応

原子力災害が複合的に発生した場合の対応は、「原子力災害対応編」の定めるところによる。

2 積雪期における影響

積雪は地震に対し被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害し、あるいは応急対策需要を増加させる要因として機能することが考えられる。

(1) 被害拡大要因

ア 家屋被害の拡大

屋根上の積雪加重により、倒壊家屋が通常よりも多発することが予想される。

イ 火災の発生

暖房器具の使用期間であるため、倒壊家屋等からの火災発生が増大することが予想される。また、一般家庭でも大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。

ウ 雪崩の発生

地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に、厳冬期の低温下で短期間に大量の降雪があった場合は、積雪が不安定で、大規模な表層雪崩の発生も懸念される。

エ 人的被害の多発

家屋倒壊、雪崩、火災による人的被害が増大するおそれがある。特に、雪下ろし作業中に地震に襲われた場合は、多数の住民が屋根雪ごと落下したり、屋根からの落雪により生き埋めになる可能性がある。また、屋根雪の落雪のため、通行中の歩行者に被害が及ぶおそれがある。

(2) 応急対策阻害要因

ア 緊急輸送活動の阻害

積雪により道幅が狭まっている上、除雪により道路両側に積み上げられた雪壁が同時多発的に崩落することが予想されるため、交通マヒにより緊急輸送活動が著しく困難になることが予想される。

イ 消防活動の阻害

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になることが予想される。

ウ 救出活動の阻害

倒壊家屋等は雪に埋まっているため、下敷となった者の発見・救出が困難になると予想される。

エ 重要施設応急復旧活動の阻害

除雪しないと被害箇所には到達できないとか、地下埋設管を掘り出せないなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。

(3) 応急対策需要増加要因

車中泊など、屋外での避難生活ができないため、通常の避難所予定施設では避難者を収容しきれなくなるほか、避難施設での暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要が生じる。

また、道路除雪の困難、電気・ガス・水道等のインフラ復旧の遅れ、積雪による応急仮設住宅の着工困難などにより、避難生活が長期化することが予想される。

(4) 地震後の降雪による影響

ア 地盤の弱体化による雪崩や地すべりの増加

イ 屋根に積もった雪による二次倒壊の危険性

ウ 被災建物屋根保護のためのシートに積もった雪の落雪

エ 除雪

全ての応急対策は、毎日除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

3 積雪期の地震対策

積雪は様々な面で地震被害を拡大・深刻化することが予想されるため、積雪期の地震発生を想定して地震対策を講じる必要がある。

第6節 被害の想定

1 地震被害想定

新潟県では、これまで地震対策の基礎資料として、平成9年度に地震被害想定を策定した。

その後、平成16年10月に発生した新潟県中越地震、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震といった県内に大きな被害を生じさせた地震を経験するとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、最近では平成28年熊本地震や平成30年9月の北海道胆振東部地震など県外でも大きな被害を生じさせた地震が発生している。また、前回調査から20年以上が経過していることから、想定技術の進捗、社会情勢の変化等により新たな知見の蓄積が進んでいる。

このため、県では、令和元年6月14日から令和4年3月22日にかけて、平成9年度以来2回目となる「新潟県地震被害想定調査」を実施した。

町は、この調査結果を参考に、地震防災対策の推進に努める。

(1) 新潟県周辺の地震活動

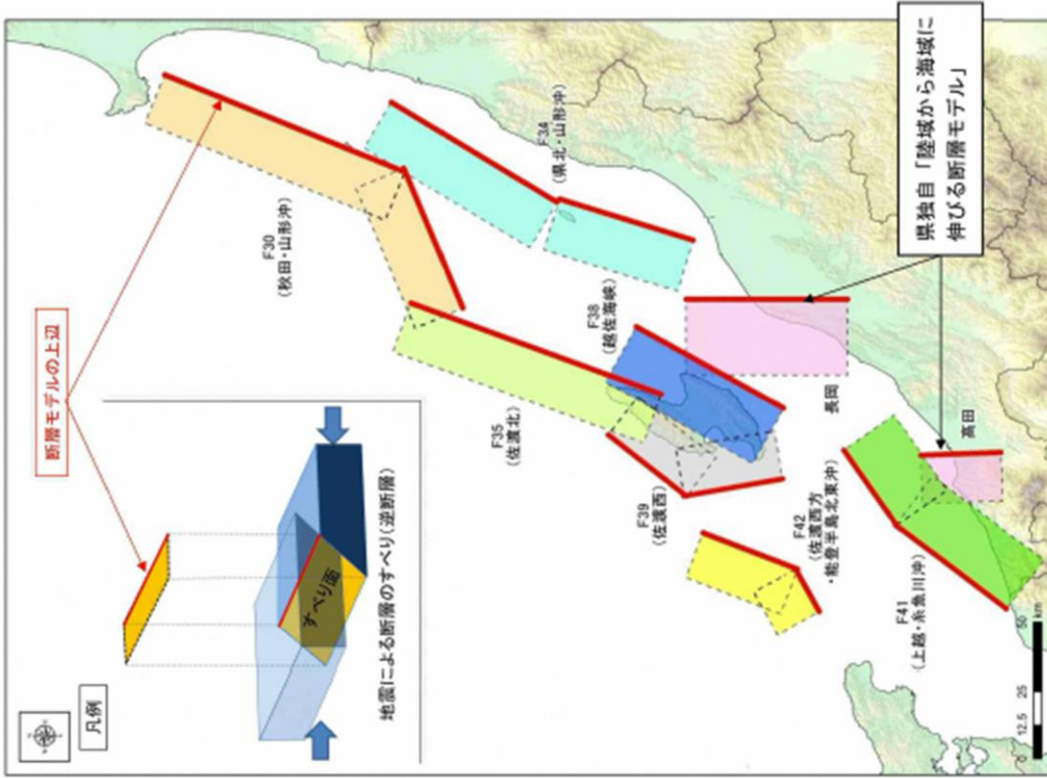
国では、主要な活断層で発生する地震や海溝型地震を対象に、地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測している。これら主要な活断層のうち、新潟県内には^{くしがた}櫛形山脈断層帯、月岡断層帯、長岡平野西縁断層帯、十日町断層帯、六日町断層帯、高田平野断層帯が存在する。

また、平成29年度新潟県津波浸水想定調査では、海域における最大クラスの津波をもたらす可能性がある地震を対象として津波浸水シミュレーションを実施し、想定される浸水の杭域等を想定している。

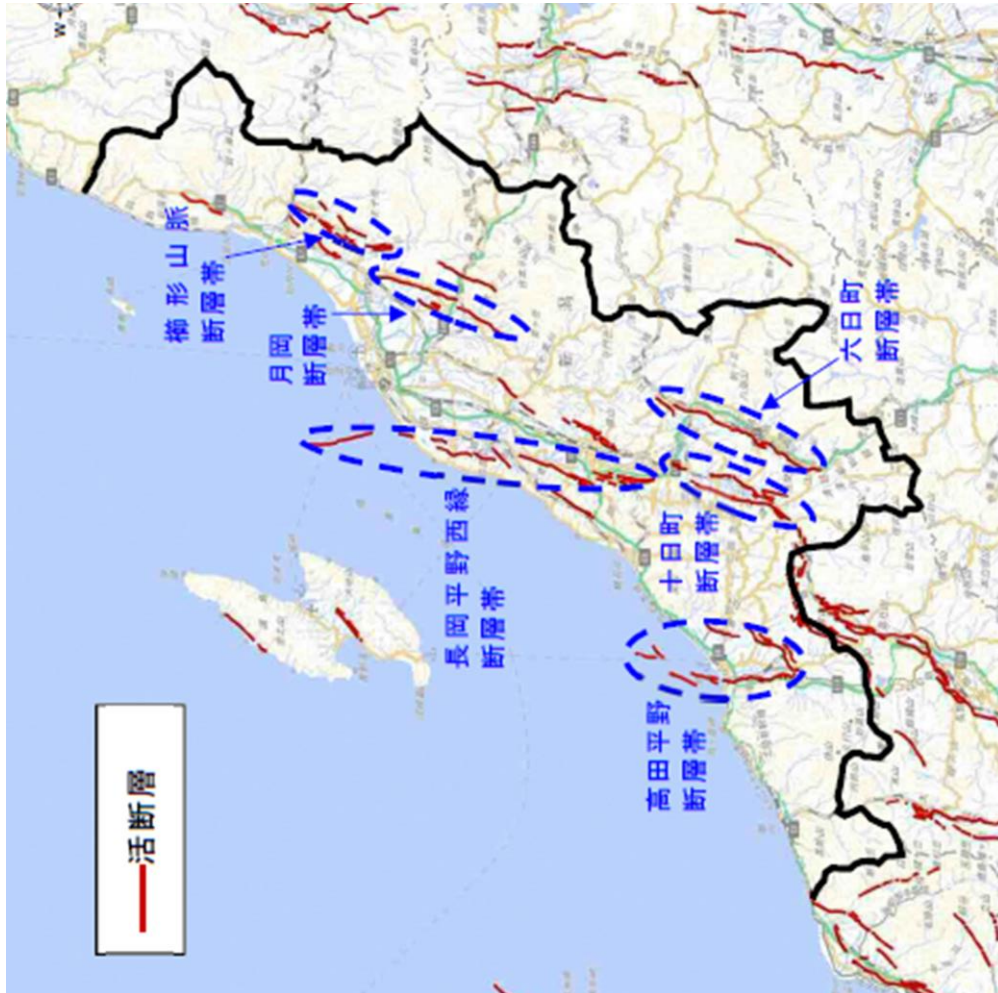
県は、発生確率や影響度等から、下表に示す内陸6地震・海域3地震を想定地震とした。

県地震調査の想定地震

| 想定地震名 | | 傾斜度 | 長さ (km) | 幅 (km) | 上端 深さ (km) | 地震 規模 (MW) | 発生確率 |
|---------------|---------------|------|------------|-----------|------------------|------------------|-----------|
| 内陸 の 地震 | 櫛形山脈断層帯 | 45.0 | 18.0 | 18.0 | 3.0 | 6.40 | ほぼ0.3%-5% |
| | 月岡断層帯 | 55.0 | 32.0 | 18.0 | 3.0 | 6.80 | ほぼ0%-1% |
| | 長岡平野西縁断層帯 | 45.0 | 22.0 | 24.0 | 6.0 | 7.50 | 2%以下 |
| | | 55.0 | 28.0 | 24.0 | 6.0 | 7.50 | |
| | | 55.0 | 20.0 | 24.0 | 6.0 | 7.50 | |
| | | 55.0 | 16.0 | 24.0 | 6.0 | 7.50 | |
| | 十日町断層帯西部 | 45.0 | 24.0 | 18.0 | 5.0 | 6.80 | 3% |
| | | 45.0 | 10.0 | 18.0 | 5.0 | 6.80 | |
| | 高田平野西縁断層帯 | 45.0 | 14.0 | 18.0 | 5.0 | 6.80 | ほぼ0% |
| | | 45.0 | 18.0 | 18.0 | 5.0 | 6.80 | |
| 六日町断層帯南部 | 50.0 | 24.0 | 18.0 | 5.0 | 6.80 | ほぼ0-0.1% | |
| | 50.0 | 8.0 | 18.0 | 5.0 | 6.80 | | |
| 海域 の 地震 | F34 (県北・山形沖) | 45.0 | 71.9 | 19.7 | 6.0 | 7.71 | — |
| | | 45.0 | 52.0 | 19.7 | 6.0 | 7.71 | |
| | F38 (越佐海峡) | 45.0 | 62.6 | 23.6 | 4.0 | 7.46 | — |
| | F41 (上越・糸魚川沖) | 45.0 | 51.5 | 22.7 | 6.0 | 7.60 | — |
| 45.0 | | 34.1 | 22.7 | 6.0 | 7.60 | | |



津波調査の対象地震（津波断層モデル）位置図



新潟県内の活断層位置図

(2) 町の地震被害想定

町は、県が作成した「新潟県地震被害簡易シミュレーションシステム」を用いて、被害想定を行った。町に甚大な被害が及ぶと想定されるのは、「月岡断層帯」「長岡平野西縁断層」「F34(県北・山形沖)」の3地震と考えられる。よって地震被害想定結果を次に示す。

| 項目 | | 月岡断層帯 | 長岡平野西縁断層帯 | F34(県北・山形沖) | |
|---------|-----------------|-------|-----------|-------------|-----|
| 人的被害(人) | 建物被害 | 死者 | 70 | 53 | 0 |
| | | 重傷者 | 106 | 80 | 0 |
| | | 軽傷者 | 448 | 404 | 64 |
| | 地震火災 | 死者 | 0 | 0 | 0 |
| | | 重傷者 | 0 | 0 | 0 |
| | | 軽傷者 | 0 | 0 | 0 |
| | ブロック塀等の倒壊、屋外落下物 | 死者 | 0 | 0 | 0 |
| | | 重傷者 | 0 | 0 | 0 |
| | | 軽傷者 | 0 | 0 | 0 |
| 建物被害(棟) | 揺れ | 全壊 | 1,053 | 790 | 15 |
| | | 半壊 | 2,036 | 1,907 | 353 |
| | 地震火災 | 焼失 | 68 | 28 | 0 |
| | 土砂災害(斜面崩壊・地すべり) | 全壊 | 5 | 0 | 0 |
| | | 半壊 | 102 | 10 | 6 |
| | 液状化 | 全壊 | 9 | 8 | 7 |
| | | 半壊 | 370 | 330 | 282 |

※時間帯：深夜、風速：平均で算出

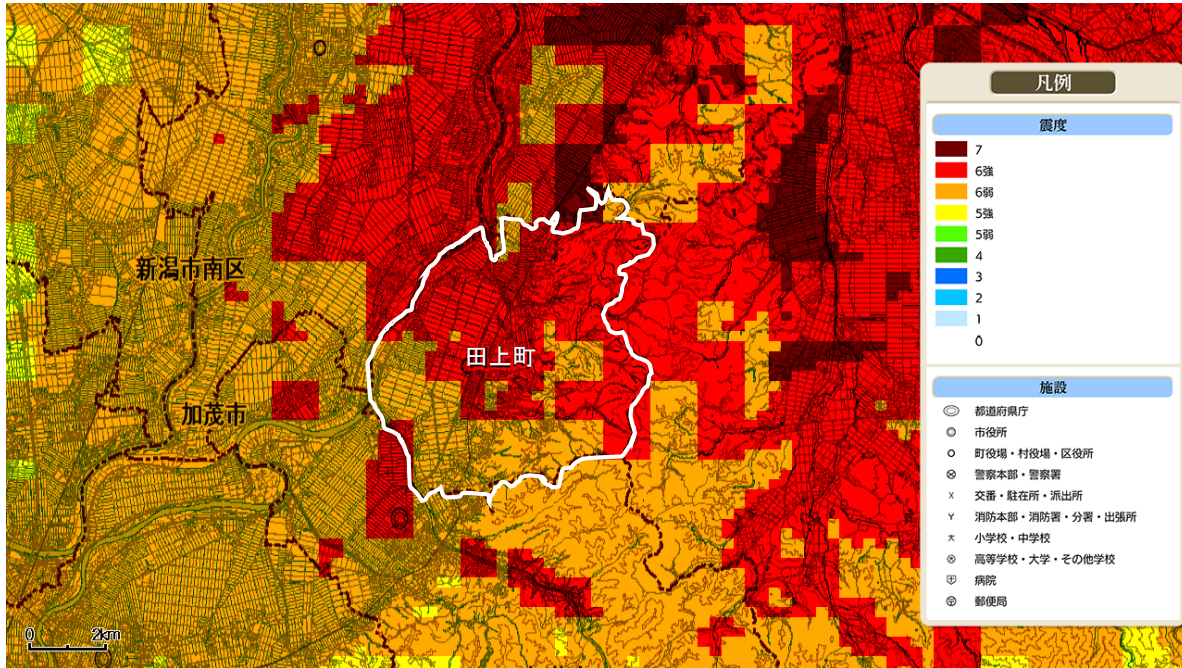
また、大きな被害が及ぶと予想される想定地震が発生した場合の避難者数を次に示す。

| 項目 | | 月岡断層帯 | 長岡平野西縁断層帯 | F34(県北・山形沖) |
|---------|------|-------|-----------|-------------|
| 避難者数(人) | 直後 | 1,891 | 1,466 | 142 |
| | 1週間後 | 1,891 | 2,531 | 142 |
| | 1か月後 | 1,891 | 1,466 | 142 |

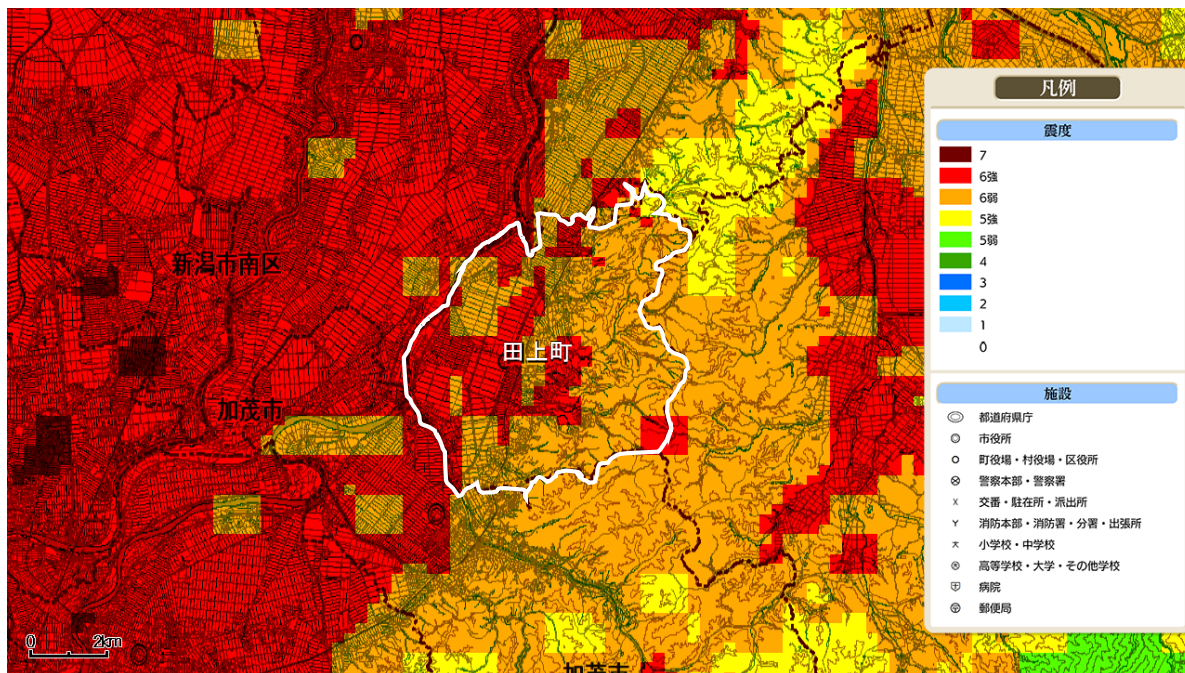
※時間帯：深夜、風速：平均で算出

(3) 地震動における断層別の危険度

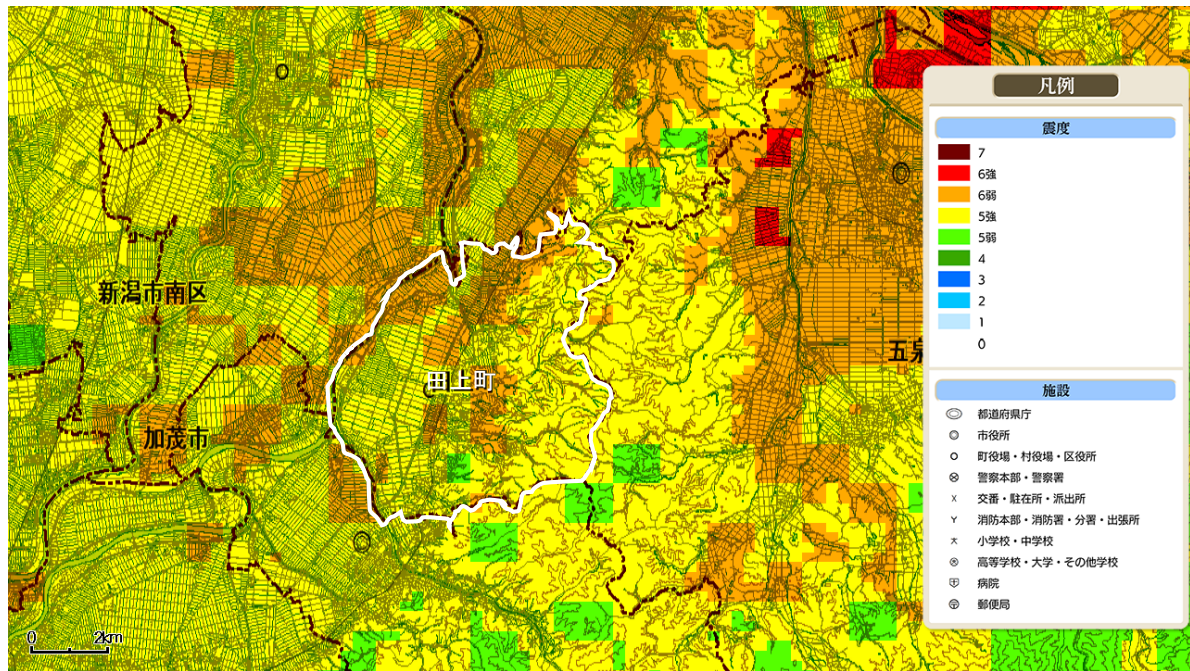
月岡断層帯



長岡平野西縁断層帯



F34 (県北・山形沖)



2 洪水浸水想定

水防法 14 条に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への推移の到達情報を通知及び周知する河川（水位周知河川）において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として指定し、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等と併せて公表することとしている。

当町において洪水予報河川は「信濃川」であり、水位周知河川は「加茂川」、その他の河川として「五社川」、「山田川・才歩川」「大正川」が挙げられる。指定年月日、想定雨量等は下表のとおり。

<表：田上町における浸水想定区域の内容>

| | 指定年月日 | 想定雨量 | 流域面積 |
|---------|------------------|------------------|--|
| 信濃川 | 平成 28 年 5 月 30 日 | 48 時間 総雨量 633 mm | 1,420 km ² |
| 加茂川 | 平成 30 年 6 月 15 日 | 24 時間 総雨量 770 mm | 67.4 km ² |
| 五社川 | 令和元年 6 月 28 日 | 24 時間 総雨量 813 mm | 5.2 km ² |
| 才歩川・山田川 | 令和元年 6 月 28 日 | 24 時間 総雨量 813 mm | 7.5 km ² 1.9 km ² |
| 大正川 | 平成 30 年 6 月 15 日 | 24 時間 総雨量 813 mm | 1.1 km ² |

3 土砂災害想定

当町では、土砂災害防止法に基づき、下表のとおり指定されている。土砂災害防止法とは、土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進するものである。

<表：田上町における土砂災害警戒区域指定数>

| | 警戒区域 | |
|---------|----------|----|
| | うち特別警戒区域 | |
| 急傾斜地の崩壊 | 53 | 41 |
| 土石流 | 42 | 35 |

4 洪水・土砂災害ハザードマップ

国及び新潟県が作成した浸水想定区域図及び土砂災害警戒区域図のデータをもとに、「田上町洪水・土砂災害ハザードマップ」を作成した。(令和2年3月)

この洪水・土砂災害ハザードマップを配布・周知することにより、災害における地域住民の自主的な避難行動を支援し、人的被害を最小限に食い止めるとともに、住民の防災意識の普及啓発を図る。

なお、洪水・土砂災害ハザードマップの内容については以下のとおり。

- (1) 洪水浸水想定区域
- (2) 家屋倒壊等氾濫想定区域
- (3) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
- (4) 指定避難所一覧
- (5) 防災学習情報

田上町地域防災計画

総則編

(令和6年3月作成)

編集発行 田上町防災会議

事務局 田上町 総務課

〒959-1503

新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田 3070 番地

TEL 0256-57-6222

FAX 0256-57-3112

E-mail t2221@town.tagami.lg.jp
